

冒険遊び場(プレイパーク)実施要項

制定 平成22年10月 1日 子ども未来局長決裁

- 1 目的 冒険遊び場(プレイパーク)は、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに開設する子どもの遊び場であり、戸外における遊びを通して子どもたちの協調性、自主性、創造性などの「生きる力」を養うことを目的とする。
- 2 主催 地域の実行委員会
(まちづくりの会、校区青少協、PTA、子ども会、地域の世話人など)
- 3 場所 地域の実行委員会が選定
- 4 時期 地域の実情に合わせて実施
- 5 内容 冒険遊び場(プレイパーク)では、穴掘りも、泥遊びも、水遊びや火を使うことも、木に登ることも、ノコやカナヅチを使って秘密基地を造ることも自由です。自らの努力で仲間をつくり自分たちで遊びのルールを決めていくことが原則となります。
- 6 支援 市長は、予算の範囲内において別表1に定める支援を行う。
(1) 必要な遊び材料、工作道具の購入費
(2) プレイリーダーの派遣に関する費用
- 7 支援申請 冒険遊び場(プレイパーク)開設に伴い、支援を受けようとするものは、支援申請書(様式第1号)に冒険遊び場(プレイパーク)実施計画書(様式第2号)を添えて、開設予定日の3週間前までに市長に提出すること。
ただし、申請期限は当該年度の2月末日までとする。
- 8 支援決定 冒険遊び場(プレイパーク)実施計画書の提出があったときは、その内容を審査のうえ支援の決定を行い、支援決定通知書(様式第3号)を申請者に通知する。
- 9 実績報告 支援を受けたものは、事業終了後1ヶ月以内に冒険遊び場(プレイパーク)実施報告書(様式第4号及び様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(施行期日)

- 1 この要項は、平成22年10月1日から施行する。
(平成22年度冒険遊び場(プレイパーク)実施要項の廃止)
- 2 平成22年度冒険遊び場(プレイパーク)実施要項(平成22年4月1日制定)は、廃止する。

別表1 (第6条関係)

冒険遊び場 (プレイパーク) 支援内訳

支援回数 支援内容	1 回 目	2回目以降5回目まで
(1) 遊び材料・工作道具代	(新規) 100,000円以内 (2回目以降の年度1回目) 30,000円以内 ※ 実行委員 (各団体) が購入した 遊び材料・工作道具代を市が直接業 者に支払う。	30,000円以内
(2) プレイリーダーの派遣	1団体あたり・・・1日 3人程度 謝 礼 金・・・1日 3,500円	

※ 申請があった実行委員会 (各団体) の「冒険遊び」の内容を検討し、支援するかどうかを決定する。(通知文を発送)

※ 遊び材料・工作道具代の支援については、「同一年度中」において5回までとする。